

入 札 説 明 書

【電子入札システム対応】

[総合評価落札方式]

「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査」に係る青年期調査実施業務
(福岡市・下野市エリア)

令和 7 年 6 月

国立研究開発法人国立環境研究所

当研究所の一般競争に係る入札公告（令和 7 年 6 月 6 日付）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 【電子入札システム対応】「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査」に係る青年期調査実施業務（福岡市・下野市エリア）〔総合評価落札方式〕
- (2) 契約期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
ただし、国立研究開発法人国立環境研究所が環境大臣より認可を受けた現在の中長期計画は、令和 7 年度までの期間である。よって、環境大臣より、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 5 による次期中長期計画の認可を受けることを停止条件とする旨の条項を定めた契約書を落札者と締結する。
- (3) 仕 様 別紙仕様書のとおり。
- (4) 履行場所 別紙仕様書のとおり。
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 契約保証金 免除
- (7) そ の 他 本件は、入札に併せて技術等の提案書を受け付け、価格と技術等の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

2. 競争参加に必要な資格

- (1) 令和 7・8・9 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」又は「その他」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第 5 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第 6 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 入札説明書別紙 5 において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3. 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、別添 3 の提案書作成・審査要領に基づき、別添 4 の提案書作成様式を踏まえて提案書を作成し、5. の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において当所から当該提案書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4. 電子入札システムの利用

本件調達には電子入札システムで行うため、同システムの電子認証（代表者又はその委任を受けた者の IC カードに限る。）を取得していること。

・ <https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Acceptor/index.jsp?name1=06A0064006A00600>

なお、同システムによりがたい者は、紙入札方式によることができる。ただし、紙入札方式参加届（別紙 1）を 5. に示す期間及び場所に提出すること。提出は、書面の持参若しくは郵送又は電子メールによること。

5. 提案書等の提出期限及び提出場所等

入札に参加しようとする者は、次に従い提案書等を提出すること。

- ① 提出期限：令和 7 年 6 月 26 日 16 時 00 分まで
- ② 提出場所：後記 2.3. のとおり。
- ③ 提出方法：持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録が残る送付方法とし、提出期限必着とすること。
- ④ 提出部数：提案書 6 部、本入札説明書 2. (1) の競争参加資格証明書類写 1 部
別添 3 の提案書作成・審査要領及び別添 4 の提案書作成様式で定める証明書類 2 部

6. 提案書に関するヒアリングの日時及び場所

必要に応じて提案書に関するヒアリングを開催する。開催する場合には、開催日時、場所等について有効な提案書等を提出した者に対して連絡する。

7. 提案書の審査

提出された提案書は、別添5の評価基準表に基づき提案に係る事項の履行の確実性に留意して、当所において審査し、合格した提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。提案書の可否については、開札日の2営業日前までに入札者に連絡し、不合格となった提案書に係る入札者には、理由を付して通知するものとする。

8. 入札及び開札の日時及び場所

令和7年7月8日10時30分

国立研究開発法人国立環境研究所 研究本館Ⅱ 1階 第1会議室

9. 入札説明書等に対する質問

- (1) 入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書（指定様式（Excel ファイル））を提出すること。

提出期限：令和7年6月13日16時00分まで。

提出方法：電子メール

質問書様式：後記22. のとおり。

提出先：後記23. の電子メールアドレスあて提出すること。なお、メール送信後、後記23. の担当部署あて電話し、受信を確認すること。また、電子メールの件名は【質問の提出（「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査」に係る青年期調査実施業務（福岡市・下野市エリア））（担当：小西）】とすること。

- (2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

期 間：令和7年6月19日10時00分から令和7年7月8日10時30分まで。

掲載先：後記22. のとおり。

- (3) (1) の質問がない場合、(2) については行わないものとする。

10. 入札及び開札

(1) 電子入札の場合

- ① 5. ①の日時までに、電子入札システムの証明書等提出画面において、2. (1) の競争参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
- ② 8. の日時までに、同システムに定める手続に従って入札を行うこと。通信状況によっては当該期限内に入札情報が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。
- ③ 入札金額については、1. (1) の業務に関する一切の費用を含めた額（総価）とする。
- ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入力するものとする。
- ⑤ 同システムにより入札した場合には、本入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- ⑥ 入札者又は代理人等は、開札時刻に同システムの端末の前で待機しなければならない。
- ⑦ 事由のいかんにかかわらず入札の引換え、変更又は取消しを行うことができない。
- ⑧ 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(2) 紙入札の場合

- ① 入札書（別紙2）には、入札参加者の住所、氏名を記入し、金額の記入はアラビア数字を用いて鮮明に記載すること。また、郵送による提出の際は入札書に入札回数（第○回）を記載すること。
- ② 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

- ③入札金額については、1. (1)の業務に関する一切の費用を含めた額（総価）とする。
- ④落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入札書に記載するものとする。
- ⑤入札書は、別紙の書式により作成し、封かんの上で持参又は郵送により提出するものとする。
- ⑥入札書を持参する場合は、入札書を封かんし、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載し、入札及び開札日に入札箱に投入すること。
- ⑦新型コロナウイルスによる感染症（COVID-19）の感染拡大防止のため、当面の間郵送による入札書の提出は3通まで認めることとする。入札書を郵送により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札参加者の入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時並びに入札回数（〇回目）を記載して書留郵便（配達証明付）により、次に従い郵送すること。
- 提出期限：入札及び開札の前日（※）16時00分
- ※土・日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。
- 提出場所：後記23.のとおり。
- ⑧入札参加者は、代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）をして入札させるときは、その委任状（別紙3、4）を持参させなければならない。
- ⑨入札参加者又はその代理人等は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ⑩開札は、入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しないときは、入札執行事務に関係のない職員を立会させて開札する。この場合、異議の申し立てはできない。
- ⑪入札参加者又はその代理人等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ⑫提出済の入札書は、その事由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消しを行うことができない。
- ⑬入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

1 1. 入札の無効

次の各号に該当する入札書は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者の提出した入札書
- (2) 委任状を持参しない代理人等の提出した入札書
- (3) 記名を欠いた入札書
- (4) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (5) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (6) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札書
- (7) 明らかに連合によると認められる入札書
- (8) 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人等を兼ねた者の入札書
- (9) 同一入札執行回について、入札参加者又はその代理人等が二通以上の入札書を提出した場合
- (10) その他の入札に関する条件に違反した入札書

1 2. 入札心得

- (1) 入札参加者は、仕様書及び添付書類を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- (3) 入札参加者は、入札後、仕様書及び添付書類についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

1 3. 落札の決定

- (1) 次の各要件を満たす入札者のうち、別添3の提案書作成・審査要領に規定する「総合評価点

の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア．入札価格が、国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ．提案書が、別添5の評価基準表に定める評価項目のうち必須とされた項目の基礎点の評価基準をすべて満たしていること。

14．再度入札

開札した場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無いときは、直ちに再度の入札を行う。なお、以下の事項に留意すること。

- ・再度入札の時刻は入札執行者（弊所職員）が指定する（電子入札による応札を行う場合は特に留意すること。）。
- ・再度入札の回数は原則として2回を限度とする。ただし、郵便による入札を行い、開札当日に入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しないときは、入札書の提出数以降の再度入札による入札に参加できないため注意すること。

15．同総合評価点の入札が2人以上ある場合の落札者の決定

- （1）「13．落札の決定」によって決定される落札者となるべき者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。電子入札システムにより入札を行う場合は、入札時に任意の3桁の数字を入力すること。紙入札による場合は、入札書（別紙2）の記載欄に任意の3桁の数字を記載すること。なお、入力された数字は乱数処理により変換された数字により落札者を決定するため、指定した数字が直接判定に用いられるものではない。
- （2）前項の場合において、数字の指定を行わない者があるときは、職員が任意の数字を入力する。

16．落札内訳書の提出

- （1）落札者は、落札者の決定後すみやかに落札額に応じた内訳書を提出すること。なお、内訳書は単価等各項目について詳細に記載するものとする。
- （2）内訳書の様式は自由とする。
- （3）内訳書は返却しない。

17．低入札価格調査制度の実施

- （1）落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、下記各要件を満たす者であって、落札者となるべき者以外で最も数値が高い者を落札者とすることがある。
 - ① 入札価格が、国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
 - ② 提案書が、国立研究開発法人国立環境研究所による審査の結果、合格していること。
- （2）落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札決定を保留の上、低入札価格調査を実施することとし、落札者となるべき者はこの調査に応じなければならない。
- （3）（2）に基づき調査を行った後の結果の通知は以下による。
 - ① 調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められた場合には、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知する。
 - ② 調査の結果、契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められ、最低価格入札者以外の者が落札者として決定された場合には、当該落札者には落札者となった旨の必要な通知を行い、最低価格入札者には落札者とならなかった理由等を通知する。併せて他の入札者全員に対して落札決定があった旨を通知する。

18．契約書等の提出

- （1）落札者は、別添契約書案により、契約書を作成及び記名押印の上、速やかにこれを契約担当者等に提出しなければならない。なお、当該契約書案の記載内容に疑義等がある場合は、前記9により質問書を提出すること。
- （2）契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による。
- （3）契約担当者等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないも

のとする。

19. その他

(1) 提案書の履行の確約

契約書には、提案書が添付され、又は提案書の内容が記載されるものであり、落札者は、提案書の内容の履行を確約しなければならない。

(2) 落札者以外の事業実施協力者が存在する場合

提案書において落札者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、契約書の添付資料として再委任等の実施書又は共同事業実施協定書の提出を求めることがある。落札者がこれに応じないときは、契約書の提出がないものとして、落札は、その効力を失う。

(3) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称、入札価格及び総合評価点について、開札場において発表するとともに、後日公表するものとする。

(4) 提案書の取扱い

提出された提案書は、当該入札者に無断で、当所において入札の審査以外の目的に使用することはない。落札者の提案書は、契約書に添付又は記載されるものであり、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）」に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

20. 契約者の氏名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀

21. 契約情報の公表について

① 落札及び随意契約の公表

契約を締結したときは、後日当該契約情報を当法人のHPにおいて公表する。

② 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づく公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めることとされている。これに基づき、以下のとおり、当法人との関係に係る情報を当法人のHPで公表することとするので、所要の情報の当法人への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いする。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって、同意されたものとみなすこととする。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア. 当法人において役員を経験した者が再就職をしていること又は課長相当職以上の職を経験した者が役員、顧問等として再就職していること

イ. 当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先との契約（予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水料の支出に係る契約等は対象外）について、契約ごとに、物品・役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア. 前記②1)アに該当する再就職者の人数、職名及び当法人における最終職名

イ. 当法人との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

・ 3分の1以上2分の1未満

・ 2分の1以上3分の2未満

- ・ 3 分の 2 以上

エ. 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3) 提供を求める情報

ア. 契約締結時点における前記②1)アに該当する再就職者に係る情報（人数、職名及び当法人における最終職名）

イ. 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間の取引高

4) 公表の時期

契約締結日の翌日から起算して原則 7 2 日以内（4 月中に締結した契約については原則 9 3 日以内）

2 2. 電子入札システムの操作及び障害発生時の問合せ先

電子入札システム ポータルサイトアドレス

: <https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/kokoku/e-bidding/index.html>

ヘルプデスク 0570-021-777（受付時間：平日 9:00～12:00 及び 13:00～17:30）

Email:sys-e-cydeenasphep.rx@ml.hitachi-systems.com

2 3. 質問書（指定様式）及び回答書掲載先

<https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/kokoku/#tab0>

（本入札説明書の掲載先と同一）

2 4. 各書類提出先（担当部署）

〒305-8506

茨城県つくば市小野川 1 6 - 2

国立研究開発法人国立環境研究所 総務部会計課契約第一係（担当：小西）

TEL 029-850-2775 / 電子メールアドレス:chotatsu@nies.go.jp

◎添付資料

- ・別紙 1 紙入札方式参加届
- ・別紙 2 入札書
- ・別紙 3 委任状（代理人用）
- ・別紙 4 委任状（復代理人用）
- ・別紙 5 暴力団排除等に関する誓約事項
- ・別添 1 契約書（案）
- ・別添 2 仕様書
- ・別添 3 提案書作成・審査要領
- ・別添 4 提案書作成様式
- ・別添 5 評価基準表

(別紙1)

年 月 日

紙入札方式参加届

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

下記入札案件について、紙入札方式での参加をいたします。

件名： 「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査」に係る青年期調査実施業務（福岡市・下野市エリア）

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

TEL：

E-mail：

(別紙2)

入札書

金 _____ 円

電子くじに入力する数字（任意の3桁）：

件名：「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査」に係る青年期調査実施業務（福岡市・下野市エリア）

上記金額をもって、貴所入札説明書承諾の上、入札します。
なお、御採用のうえは確実に履行いたします。
なお、入札説明書別紙5の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

役職・氏名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

TEL：

E-mail：

<記入例>

入札書

金 _____ 円

電子くじに入力する数字（任意の3桁）：

件名：「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査」に係る青年期調査実施業務（福岡市・下野市エリア）

上記金額をもって、貴所入札説明書承諾の上、入札します。
なお、御採用のうえは確実に履行いたします。
なお、入札説明書別紙5の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

××年××月××日

住 所 ○○県○○市○○1-2-3

商号又は名称 株式会社△△△△

役職・氏名 代表 □□ □□ または
(復) 代理人 ◎◎ ◎◎

※ 代理人又は復代理人が入札する際は記名すること

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

TEL：

E-mail：

(別紙3)

年 月 日

委 任 状

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

委任者：住 所
商号又は名称
代 表 者 名

今般、私は、 を代理人と定め、令和7年6月6日付け公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査」に係る青年期調査実施業務（福岡市・下野市エリア）」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所
商号又は名称
役 職 ・ 氏 名

記

1. 本入札に係る一切の権限
2. 1. の事項に係る復代理人を選任すること

担当者等連絡先

部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
TEL :
E-mail :

(別紙4)

年 月 日

委 任 状

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

委任者：住 所
商号又は名称
役職・氏名

今般、私は、 を復代理人と定め、令和7年6月6日付け公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査」に係る青年期調査実施業務（福岡市・下野市エリア）」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所
商号又は名称
役職・氏名

記

1. 本入札に係る一切の権限

担当者等連絡先

部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
TEL :
E-mail :

(別紙5)

暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の国立研究開発法人国立環境研究所へ報告を行います。

5. 貴所の規程類及び法令を遵守して不正、不適切な行為に関与せず、また、貴所の職員等から不正行為の依頼等があった場合には拒絶するとともに、その内容を貴所に通報し、さらに内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

(参考) 国立研究開発法人国立環境研究所 規程・規則等

<https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/>

(各種規程)

国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則（抄）

第2章 一般競争契約

(一般競争に参加させることができない者)

第5条 契約責任者は、特別の事由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第34条第1項の規程による一般競争に参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第6条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させることができる。

(予定価格の作成)

第13条 契約責任者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(参 考)

紙入札に当たっての留意事項

1. 本調達に関する質問回答について
本調達に関する質問回答書は当所HP上で閲覧可能である。
2. 入札書について
入札書については、応札者において適当部数コピーの上、記名し用意すること。
なお、代理人をもって入札する場合の記名は、必ず委任状で委任される者のものと同一とする。
3. 委任状について
 - 1) 代理人が応札する場合には必ず委任状を提出すること。
 - 2) 本社（代表者等）から直接委任を受ける場合には、代理人の委任状（別紙3）を、支社等を經由して委任を受ける場合には、支社長等への代理人の委任状（別紙3）と支社長等から復代理人への委任状（別紙4）の両方を用意すること。
4. 資格審査結果通知書の写しを用意すること。
5. 郵送による入札を行う場合においても、資格審査結果通知書の写し等必要書類を提出すること。

(別添1)

契 約 書 (案)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

1. 件 名 「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査」に係る青年期調査実施業務（福岡市・下野市エリア）
2. 契 約 金 額 別紙1のとおり
3. 契 約 期 間 自 令和7年 月 日 至 令和9年3月31日
ただし、令和8年4月1日以降の契約の効力について、環境大臣より、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の5による次期中長期計画の認可を受けることを停止条件とする。
4. 契約保証金 免除
5. 契約履行の場所及び業務内容 別添仕様書及び提案書のとおり

(信義誠実の原則)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(義務の履行)

第3条 乙は、別添仕様書及び提案書に基づき、頭書の金額をもって頭書の期間中に義務を完全に履行しなければならない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、業務の処理を第三者（再委託等先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し又は請け負わせてはならない。但し、書面により再委託等承認申請書（別紙）を甲に提出し、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

※再委託等の取り扱いについては、仕様書及び「契約における再委託等の取扱いについて」（当研究所HPに掲載）を参照すること。

掲載先：<https://www.nies.go.jp/osirase/shotatsu/saiitaku.pdf>

(監督職員)

第5条 甲は、乙の業務実施について、自己に代って監督又は指示する監督職員を選定することができる。

2 監督職員は、本契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において業務の施行に立会い、又は必要な指示を与えることができる。

(業務の報告等)

第6条 甲は、必要と認めたときは、乙に対して業務の実施状況について報告を受け、又は説明を求める等の措置をとることができる。

2 乙は、甲が前項の報告を依頼し、又は書類の提出を求めたときはすみやかにこれに応じるものとする。

(業務内容の変更)

第7条 甲は、業務の実績数量が仕様書上の予定数量に満たない等、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第4条、第17条又は第18条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督者等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に成果品の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

- 4 甲は、前三項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、既に乙に支払った契約金額の全部又は一部を乙に返還させることができる。

(再受任者等に関する契約解除)

第9条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者、及び乙又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第8条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金)

第10条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 甲が第8条又は第9条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。

二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。

三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。

四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。

五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

六 この契約に関し、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は当該事業者団体（以下「乙等」という。）に対し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

七 この契約以外の乙の取引行為に関して、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙等に対し、納付命令又は排除措置命令を行い、これらの命令が確定した場合において、これらの命令に乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

八 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

（報告）

第11条 乙は、別紙1のうち変動費用（検査分）に係る作業を実施した場合、契約期間中の暦月を単位とした、当該月終了後、すみやかに甲に作業終了の報告をしなければならない。

2 乙は、別紙1のうち変動費用（検査分）以外の項目について、作業終了後すみやかに甲に作業終了の報告をしなければならない。

（検査）

第12条 甲は、前条の報告があったときは、当該届出を受理した日から10日以内に検査を行わなければならない。

（契約金の支払）

第13条 甲は、前条の検査に合格した後、乙から適法な請求書を受理した日から60日以内に、別紙、仕様書及び業務の実績数量に基づき、契約金を支払うものとする。

（損害賠償）

第14条 甲は、第8条又は第9条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

（担保責任）

第15条 甲は、乙が本契約履行後に提出した成果品について1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

（延滞金）

第16条 乙は、第8条第4項の規定による契約金額の返還又は第10条の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条で定める法定利率で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

（守秘義務）

第17条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（個人情報の取扱い）

第18条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。

2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、こ

の限りではない。

- (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（再委託等する場合における再委託等先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。
 - (2) 甲から預託を受けた個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 4 乙は、甲から預託を受けた個人情報について、作業終了、又は解除をした後に速やかに甲にその媒体を返還するとともに、乙が保存している当該個人情報について、復元不可能な状態に消去し、その旨を甲に通知しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
 - 5 乙は、預託を受けた個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託等してはならない。ただし、事前に甲に対して、再委託等業務の内容、再委託等先の詳細等甲が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。
 - 6 乙は、前項のただし書に基づく再委託等を行う場合において、再委託等先に対して本条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。また、第7項に規定する検査について、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて甲が必要と認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する職員若しくは乙が実施する。
 - 7 甲は、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する者に乙の事務所又はその他の業務実施場所等において、甲が預託した個人情報の管理体制、実施体制及び管理状況について検査をさせ、乙に対して必要な指示をすることができる。
 - 8 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条にかかる違反等が発生した場合、又はそのおそれが生じた場合には、適切な措置を講じるとともに、甲にその旨を通知して、必要な対応策を甲と協議する。
 - 9 乙は、自らの故意又は過失により生じた前項の事故により、甲に損害が生じた場合には、その賠償の責めに任ずるものとする。
 - 10 第1項及び第2項の規定については、作業終了、又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

（本契約に関する疑義の決定）

第 19 条 この契約書に規定がない事項及び疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀

乙

(別紙 1)

※記載例

【変動費用（検査分）】※仕様書別紙 1 の検査に要する費用

区分	予定数量（人数）	単価（1人あたり） ※
子対象者		
母対象者		

【変動費用（その他）】※上記 1. 以外の変動費用

区分	予定数量（人数）	単価（1人あたり） ※
採尿キットの事前送付（仕様書 6. (2)7）		
データ整理 （仕様書 6. (4)）	子対象者分	
	母対象者分	

【固定費用】

項目	数量（式）	金額※
〇〇費用		
（後略）		

※単位は円。なお、消費税及び地方消費税額を別途加算する。

(別紙2)

再委託等承認申請書

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委託等したく、本件契約書第4条の規定に基づき承認を求めます。

記

- 1 業務名：
- 2 契約金額： 円（税込）
- 3 再委託等を行う業務の範囲：
- 4 再委託等を行う業務に係る経費： 円（税込）
- 5 再委託等を必要とする理由：
- 6 再委託等を行う相手方の商号又は名称及び住所：
- 7 再委託等を行う相手方を選定した理由：

以上

担当者等連絡先

部署名：
責任者名：
担当者名：
TEL：
E-mail：

仕 様 書

1. 件名

「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査」に係る青年期調査実施業務（福岡市・下野市エリア）

2. 業務契約期間

契約締結日～令和9年3月31日

3. 業務実施場所

調査は、福岡県福岡市及び栃木県下野市の各調査地域において、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）と請負者双方の合意を得た場所において行うものとする。

4. 目的

本業務は、「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査（以下「パイロット調査」という。）」の研究計画書に基づき、福岡県福岡市及び栃木県下野市エリアのパイロット調査参加者（15-17 歳）とその母親に対して青年期調査として、医学的検査及び精神神経発達検査（以下「検査」という。）を実施する。さらに参加者より提供された生体試料、問診データ、検査結果データ等を適切に保管・移送することを目的とする。

5. 実施時期

実施時期は、以下の期間・日数とし、NIES 担当者と相談して決定する。実施日は土日祝日、または夏季・冬季・春季休み等、参加者が参加しやすい日程とする。ただし、NIES が指定する分析会社の回収員が検体を回収可能な日とする。

（1） 福岡県福岡市

令和7年7月～令和8年10月までに6日間程度

（2） 栃木県下野市

令和8年5月～令和8年10月までに6日間程度

6. 実施内容

検査項目及び検査予定者数は別紙1のとおり。ただし、検査実施者は参加者の応諾状況によって変動する。

請負者は、NIES 担当者と十分な打ち合わせを行い、必要な人員及び機器材等を配備し、情報連絡・管理体制を構築した上で、以下の業務を実施すること。なお、業務の実施状況は、要請に応じて逐次 NIES に報告するものとする。

（1） 業務実施マニュアルの策定

本業務の目的を達成するため、業務実施マニュアルを策定し、NIES 担当者の承認を得ること。なお、検査等の手順や方法、使用する機器材、留意事項等については、別途 NIES から提供するパイロット調査実施マニュアルに準じて策定すること。

（2） 検査の実施

1) 検査会場の確保

検査会場について、NIES 担当者と協議の上、確定し、確保する。また、検査にあたっては、検診車の実施も可とする。なお、検査会場の使用に係る費用は請負者が負担する。

2) 必要機器材・消耗品の準備

別紙2に記載する必要機器材及び消耗品等を準備する。検体採取においては化学物質のコンタミネーションを厳密に管理するため、記載する物品以外のものを使用する際は、あらかじめ NIES の承認を得ること。

3) 検査実施者への研修

検査項目が確実に実施できるよう、検査実施者全員に対して事前に研修を行うこと。研修実施にあたっては、研修計画を NIES に事前に提出し、研修実施後速やかに実施内容を報告すること。なお、研修は NIES 担当者が行うこともある。

4) 検査の実施体制

検査項目が適切に実施できるよう、参加予約者数に応じて参加者の待ち時間なく実施できる体制を確保すること。なお、想定される検査実施者の人数等は以下のとおり。

資格	役割	人数
業務総括責任者 (資格不問)	全体統括、監督、進行管理、NIES 連絡窓口、受付等	1 名
医師	監督、問診、採血、血圧測定、皮膚観察、肺機能検査（実務経験者に限る）、体調不良者の対応等	1 名
看護師	採血（実務経験者に限る）、血圧測定、身体計測、皮膚観察、肺機能検査（実務経験者に限る）、毛髪採取、体調不良者の対応等	1 名以上
臨床検査技師	肺機能検査（実務経験者に限る）、採血（実務経験者に限る）、身体計測、皮膚観察、毛髪採取、精神神経発達検査（CPT）、検査補助等	必要数
補助者 (資格不問)	受付、身体計測、毛髪採取、精神神経発達検査（CPT）の補助等	必要数

5) 模擬検査の実施

検査開始に先立ち、検査実施者に対して一連の模擬検査を 1 回以上行うこと。模擬検査は 6.（1）で策定する業務実施マニュアルに従い、NIES 担当者立ち会いのもと実施する。模擬検査の会場は NIES と事前に相談の上決定する。模擬検査で問題が確認された場合や NIES 担当者からの改善措置が認められた場合は、検査開始までに検査計画の見直しを行い、NIES 担当者の了承を得ること。

6) 予約管理・問合せ対応

予約管理システムを構築し、参加者の検査予約時間の受付等の管理を行う。参加者の検査予約確定後、検査予約一覧表を別途定める期日までに NIES 所定の書式にて提出すること。また、問合せ窓口を開設して参加者からの検査実施に関する問合せに対応し、その内容を記録して NIES に適宜報告すること。

7) 採尿キットの事前送付

採尿キットについて、検査予約日の 2 週間前までに検査予定者の手元に届くよう個別に郵送する。宛先不明等で返戻がある場合は NIES 担当者 と連携して再送付に対応すること。なお、送付費用は請負者が負担する。

8) 検査の実施

a) 受付、本人確認

参加者（子、保護者）の身分証明書等により本人確認を行う。参加者識別 ID の取り間違いには十分に留意する。

b) 問診票チェックと採血可否の判断

参加者（子、保護者）が記入した問診票を医師がチェックし、採血の可否を判断する。

c) 血圧測定

参加者（子）の血圧を 3 回測定し、記録票に記録する。

d) 身体計測

参加者（子、母親）の身長を2回（測定誤差が1.0cm以上ある場合は3回）、体重・体組成を1回測定し、記録票に記録する。参加者（子）に対しは腹囲・ヒップの測定をそれぞれ2回（測定誤差が1.0cm以上ある場合は3回）実施し、記録票に記録する。

e) 皮膚観察

参加者（子）の眼窩周囲、頸部前側面、肘窩、膝窩・足首前面の4か所の湿疹の有無を確認する。検査者は医師、看護師または臨床検査技師とし、事前に NIES が指示する 10 分程度の e-learning を受講してテストに合格した者でなければならない。e-learning の受講とテスト合格から1年経過するときは再度受講・合格を必要条件とする。

f) 毛髪採取

参加者（子、母親）の毛髪を 10 本程度後頭部の根元からハサミで切断して採取する。採取キットに NIES より指定された方法で保管する。保管は常温とするが、直射日光があたる場所、高温多湿な環境での保管は避けること。

g) 肺機能検査

参加者（子）のスパイロメトリーと呼気 NO の測定を行う。必ず実務経験があり両検査に習熟した医師、看護師または臨床検査技師が実施すること。月に1回程度、機器のキャリブレーションを実施する。

h) 精神神経発達検査（CPT）

参加者（子）に対して PC を用いた精神神経発達検査を実施する。個室またはパーティションで区切られた静かな空間を確保し、机、椅子、PC 及び周辺装置を設置して検査環境を整える。参加者にインストラクションを行い、必要な場合には適切な声掛けを行う。

i) 採血

参加者（子、母親）から 20mL 採血を行う。1回目の採血が失敗した場合は2回目までは穿刺を行う。採血は、医師、看護師、臨床検査技師のいずれかが行うこと。検体には参加者識別 ID を貼付する。検体は、参加者識別 ID ラベルを貼付後、冷暗所（冷蔵庫、クーラーボックスなど）で保管し、分離剤入り採血管については当日中に遠心分離処理を行う。なお、採血を担当する者は採血事故に対応できる賠償責任保険に加入していること。

j) 尿試料回収

参加者（子、母親）が自宅で採取した尿試料（尿保管用チューブを入れた袋）を受け取り、参加者識別 ID ラベルを貼付し、冷暗所で保管する。参加者が尿試料を持参しなかった場合は必要に応じて当日会場で採尿に対応する。

k) 体調不良者の対応

検査会場にて参加者及び付き添い者に体調不良者が出た場合は、看護師及び医師が適切に対応する。

（3）検体の引渡し

- 1) 血液試料及び尿試料は採取当日に NIES が指定する分析会社の回収員に引き渡す。検体の引渡しにあたり、検体種類、本数、参加者識別 ID に関する記録票を作成し、分析会社および NIES に共有する。
- 2) 毛髪検体は請負者が常温保管し、検査終了後まとめてゆうパック等追跡可能な方法を用いて NIES に送付する。NIES への送付頻度をあげることも可とするが、送付費用は請負者負担とする。

（4）データ整理

- 1) 検査終了後、翌営業日中に NIES が指定する形式で検査を終了した検査参加者一覧及び業務日報を NIES に提出する。

- 2) 問診票や記録票等の帳票類はすべて PDF 化し、参加者 1 名分 1 ファイルになるよう作成する。また、記載内容をデータ化し指定の様式に入力する。入力データの様式は、契約締結後 NIES から提供する。
- 3) 精神神経発達検査の CPT 結果データは外付け HDD を介してデータ移行を行う。検査 PC はネットワークには接続しないこと。また、データ移行時に特定の外付け HDD 以外の場所に一時的にもデータを格納しないこと。
- 4) 2) 及び 3) を検査実施日の翌月中に 1 ヶ月分をまとめて NIES に提出する。提出方法は NIES 指定の BOX へのデータ格納とする。個人情報の漏洩がないよう情報の取扱いは厳重に管理すること。

7. 実施体制及び資格

- (1) 本業務に従事する予定の業務実施者のうち、医師、看護師や臨床検査技師について、契約締結後速やかにその資格を証明する写しを提出すること。
- (2) 本業務に係る認証取得（プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 のうちいずれか 1 つ）について、登録証の写しを提出すること。そのほか、本業務に関連する資格、認証取得の証明書・登録証がある場合には併せて提出すること。
- (3) 個人情報を扱う業務実績が過去 5 年以内に、5 件以上あること。
- (4) これまでに個人情報漏えい等の事案が発生していないこと。
- (5) 請負者は、本業務を再委託する場合は事前に NIES の承諾を得ること。
- (6) 請負者は、検査会場、検査機器材、検査実施者の適切な衛生管理を行い、感染予防対策を講じること。感染性廃棄物等は、関連法規に従い、請負者の責任において適切に処分すること。

8. 費用請求について

本業務における検査費用（別紙 1 の検査に要する費用）は、当月末までに実施した検査対象者数の費用を請求すること。請求にあたっては、検査参加者一覧及び検査で集めた帳票類を添付すること。

前述の検査費用以外の費用（以下、「固定費用」という。）については、令和 9 年 3 月 31 日までの業務が完了した後請求すること。なお、NIES が承認した場合は、固定費用を年度毎又は月毎に請求することを可とする。ただし、本業務の契約の全部又は一部が解除された場合、NIES は請負者に対して業務不履行と認められる部分の費用について協議するものとする。

9. 成果物の提出

請負者は、定期的に以下のデータ及び報告書を NIES 担当者に提出すること。

- (1) 6. (4) で整備した検査参加者一覧及び業務日報（翌営業日中に提出）
- (2) 6. (4) で定めた帳票類の入力データ及び PDF と CPT 結果データ（調査実施日の翌月末迄に提出）

また、業務完了時に以下の成果物を NIES 担当者へ提出する。

- (3) 業務結果報告書 1 部
- (4) 業務結果報告書及び全作成データを収録した電子記録媒体（DVD-R など） 1 式
- (5) 帳票類（原本）

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES と協議の上、次の基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)

1 0. 個人情報の取扱い

- (1) 請負者はNIESから提供された個人情報及び本業務の遂行で得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。
- (2) 請負者は国立研究開発法人国立環境研究所個人情報等保護規程等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること。）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤個人情報の管理状況の検査に応じる義務、⑥請負者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務を遵守しなければならない（https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/kt_kojin.pdf）。
- (3) 上記1）及び2）のほか、NIESは、請負者に対し、本業務の適性かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。
- (4) 請負者は、本業務を実施するに当たって、次に記載する個人情報取扱等特記事項を遵守しなければならない。
 - 1) 業務実施前に業務実施者の氏名及び資格、並びに緊急時連絡体制等を書面で提出すること。
 - 2) 作業従事者に対して、個人情報の取り扱いのための教育、訓練が実施されていること。
- (5) 検査予定者への採尿キット等事前付送においてはNIESから提供する宛名ラベルを使用すること。宛名ラベルの取扱いに際しては以下のことを遵守すること。
 - 1) ラベルは、複写複製しないこと。
 - 2) ラベルの受け渡しについて、ラベル受渡記録簿（別紙3様式1）を作成し、記録すること。
 - 3) ラベルは、施錠が可能であり、本業務担当者のみが開錠できる金庫等により保管し、作業従事者以外は扱えないように管理すること。
 - 4) ラベルの使用に際しては、ラベル使用管理記録簿（別紙3様式2）を作成し、使用の都度、使用数と残数を記録し、作業管理責任者が確認すること。
 - 5) 作業実施遵守事項確認のため、監査実施記録簿（別紙3様式3）を用いた業務実施監査に应じること。
 - 6) ラベル貼付の作業場所は、作業従事者として承認された者のみが入退出できるよう管理されていること。また、他の発送業務と混ざらないように整備されていること。
 - 7) ラベルが貼り付けられた封入物は、盗難及び紛失等について十分注意し、保管すること。
- (6) 業務を再委託する場合は、再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

1 1. 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てをNIESに無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIESが承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記（1）及び（2）にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

1 2. 監督及び検査

- (1) 本業務の履行に際し、必要な監督及び検査はNIES担当者が行うものとする。
- (2) 本業務の成果物を納入する時は、本仕様書に基づく納品検査を受けなければならない。なお、当該検査の結果、NIESが不合格と判断した場合は、請負者は自己の負担と責任において遅滞無く検査のやり直し、等の措置を講じ、再度、納品検査を受けなくてはならない。

1 3. 秘密の保持

- (1) 本業務の履行に際し、知り得た情報は、理由の如何を問わず、他に漏洩、無断複製、転貸してはならない。
- (2) 貸与された個人情報、本業務履行後、速やかに返却しなければならない。また、業務完了時には、いかなる個人情報も請負者側に残存されてはならない。
- (3) 上記(1)及び(2)について、違反が発生した場合、又は、発生のおそれが生じた場合には、直ちに被害の拡大を防止するための適切な措置を施すとともに、速やかに、NIES 担当者に経緯、被害状況等の報告をしなければならない。なお、当該違反が甚大な場合は、契約解除及び被害の賠償を請求する場合がある。

1 4. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。

なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下のURLにおいて公開している。
(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正措置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

1 5. その他

- (1) 本仕様書に明記していない事項、又は疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。
- (2) 本業務では、JISQ15001 個人情報保護規格における「機微情報」、並びに独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）における「要配慮個人情報」の取り扱いが含まれる。請負者は、本業務を行うため知り得た個人情報（機微情報、要配慮個人情報を含む）について、第三者に開示若しくは漏洩してはならない。また、その為に必要な措置を講ずること。
- (3) 請負者は、本業務の一部を他の業者に再委託する場合は、業務遂行上の注意点等を伝えるとともに、業務全体の管理監督責任を負うこと。
- (4) 業務実施に当たっては、上記「6. 実施内容」に記載する立ち入り検査のほか、必要に応じて NIES 担当者による立ち入り検査を実施することがあるため、請負者はそれに協力すること（本業務の一部を他の業者に再委託する場合にはその再委託先も含む。）。
- (5) 請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等の際には、グリーン購入法第 6 条第 1 項の規定に基づき制定された「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。
- (6) 請負者は、業務実施場所において、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震（震度 5 強以上に限る。）、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象が発生した場合、ただ

ちに請負業務に係る被害状況の確認を開始し、発生から 2 時間以内にその確認状況を NIES 担当者に報告すること。また、確認状況を報告した後における対応について NIES 担当者の指示に従うこと。ただし、通信障害等により確認状況の報告が困難である場合はこの限りではない。

[別紙 1]

検査項目及び検査予定者数

検査項目

検査項目		検査内容
1 子対象者		
	身体計測	身長、体重、体組成（体脂肪、筋肉量）、腹囲、ヒップ
	血圧測定	
	皮膚観察	湿疹の有無（眼窩周囲・頸部前側面・肘窩・膝窩・足首前面）
	採血	20mL 採血
	採尿	10mL 早朝尿回収
	毛髪採取	10本程度 後頭部の根元からハサミで切断
	肺機能検査	スパイロメトリー、呼気NO測定
	精神神経発達検査	PCを用いた精神神経発達検査
2 母親対象者		
	身体計測	身長、体重、体組成（体脂肪、筋肉量）
	採血	20mL 採血
	採尿	10mL 早朝尿回収
	毛髪採取	10本程度 後頭部の根元からハサミで切断

検査予定者数

検査地域	参加者母数 ^{※1}	子対象者見込 ^{※2}	母親対象者見込 ^{※3}
福岡県福岡市	83	42	33
栃木県下野市	79	40	32
合計	162	82	65

※1 パイロット調査参加者数（子） 令和6年9月23日時点

※2 参加者母数の5割推定

※3 参加者母数の4割推定

[別紙 2]

必要機器材一覧

機器類

品名	数量	備考
身体計測		
身長計(NIES から提供)	1 台	Seca213l
体組成計(NIES から提供)	1 台	TANITA MC780A(キャリングケース付)
腹囲・ヒップ測定用メジャー	2 個	ガラス繊維入りの合成樹脂製のもので、JIS 規格のもの。金属製巻尺は危険を伴うので使用しない
血圧測定		
血圧計(NIES から提供)	1 台	ウエルチ・アレンデュラショック TM DS66(ハンド型マンシエツトサイズ 9 号、10 号、11 号の 3 種類含む)
聴診器	1 台	血圧測定用
遠心分離機(NIES から提供)	1 台	分離剤入り採血管の遠心分離処理を行う
毛髪採取		
ハサミ	1 本	先が丸いハサミ
肺機能検査		
スパイロメーター(NIES から提供)	1 台	CHESTGRAPH HI-301U
スパイロメーター用消耗品類	必要数	マウスタイプのスパイロフィルター、整流アダプタセット、ノーズクリップ、感熱紙等(整流アダプタは日毎に交換すること)
一酸化窒素分析装置(呼気 NO)(NIES から提供)	1 式	NIOX VERO(専用ハードケース、初回出荷時に付属するハンドル 1 本およびテストキット 100 を含む)
一酸化窒素分析(呼気 NO)装置用消耗品	必要数	初回出荷時に付属するハンドル、テストキット 100、専用ハードケース用湿度調整剤の使用期限後の追加消耗品
スパイロメトリー説明用動画(NIES から提供)	1 枚	視聴用動画データ
タブレット端末	1 台	スパイロメトリー測定に関する説明用動画を参加者が視聴するためのもの(動画再生が可能で見やすい画面サイズであれば機種は問わない)
精神神経発達検査(CPT)		
PC(NIES から提供)	2 台	CPT ソフトウェアをインストールした PC(周辺装置を含む)
USB 接続の外付けハードディスク	1 台	データ移行用(予めファイルシステムのフォーマット形式を「exFAT」にしたもの)
延長コード	必要数	

机・椅子	1 台/1 脚	椅子は座面が回転せずキャスターのないもの 可能であれば座面の高さが簡易に変更できるもの
その他		
パーテーション	必要数	明るい色で柄のもの
机・椅子	必要数	受付、説明、待合用を含む検査会場に必要な数を準備する。
ベッド	1 台	臥床採血または要救護者用
AED 等の救急セット	1 式	緊急時は速やかに医療機関に移動することを想定し必要最小限のものを用意する
エタノール不織布	必要数	機材消毒用 接触、飛沫の可能性がある機器材は 1 人使用ごとに拭く
ウェットティッシュ	必要分	身長・体組成測定前に両足底と両手掌を清拭する
筆記用具・文房具	必要数	記録用記載用の筆記用具、鉛筆、ホチキス、クリップ等
検体保管のための物品	必要数	採取した検体を一時保管するための冷蔵庫、クーラーボックス等
参加者が調査スタッフを識別できる目印となるもの	必要数	必要に応じて、腕章や名札などを想定

一人当たりで使うもの

品名	数量	備考
採尿キット		
採尿容器	参加者数	ヘルスカップ NCN10478418-2292-01 (110mL、アズワン)
尿保管用チューブ	参加者数	プレビオスピッツ(V 底、10mL、大扇産業)
採尿容器を入れる袋	参加者数	3-1588-02 自立式チャック付きアルミ袋 CTAB160(アズワン)
採血		
採血管(NIES から提供)	参加者数	
ホルダー付 22G 翼状針/ホルダー付 23G 翼状針	参加者数	ニプロ セーフタッチ PSV セット ホルダー付(商品コード: 32-381、32-383) 22G 真空管採血を基本とする。22G では難しいと採血者が判断する場合にのみ 23G を用いる。
10mL シリンジ	参加者数	テルモ(SS-10SZ) 真空管採血では難しいと採血者が判断する場合にのみホルダーからシリンジに付け替える。
分注器	参加者数	BD バキュテイナ®ブラッドトランスファー デバイス(カタログ番号 36488000) シリンジ採血の場合にのみ使用する。

その他採血物品	参加者数	その他採血に必要な消耗品
飲料	参加者数	ミネラルウォーター
毛髪採取		
毛髪保管キット	参加者数	両面テープ、薬包紙、ユニパック(バーコード管理できるもの)

※ 資材等調達にあたっては NIES 担当者と事前に協議すること。

参加者の変動があっても過不足がないように準備すること。

[別紙 3] ラベル管理

様式 1 ラベル受渡記録簿

項目	担当者名		
	NIES 担当者	業務総括責任者	検査実施者
受渡年月日			
ラベル枚数			
移送方法			
確認（サイン）			

様式2 ラベル使用管理記録簿

[illegible]

様式3 監査実施記録簿（実施日 年 月 日）

	NIES	請負者
氏 名		
確認（署名）		
確認監査項目	確認欄	確認欄
ラベルは本業務担当者のみが開錠できる金庫等に保管されているか		
ラベル使用記録簿（様式2）は随時適切に記録されているか		
ラベル使用記録簿（様式2）の記録者は当該作業従事者であるか		
ラベル使用記録簿（様式2）の確認者は当該作業管理責任者であるか		
ラベルを保管する金庫等の鍵は適切に管理されているか		
ラベル貼付後の封筒は適切に管理されているか		
他の発送業務と混ざらないように整備されているか		

(別添3)

「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査」に係る青年期調査実施業務（福岡市・下野市エリア）に係る提案書作成・審査要領

国立研究開発法人国立環境研究所

本書は、「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査」に係る青年期調査実施業務（福岡市・下野市エリア）に係る提案書の作成、審査等の要領を提示するものである。

I 提案書作成要領

1. 提案書の構成及び作成方法

以下に、「「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査」に係る青年期調査実施業務（福岡市・下野市エリア）に係る提案書の評価基準表」（以下「評価基準表」という。）から「評価項目」及び「要求要件」を転載する。

評価項目			要求要件
大項目	中項目	小項目	
1	仕様書の遵守		仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。
2	業務の理解		業務の背景及び目的を踏まえた上で論ぜられていること。
3	業務の実施方法		
	3.1	仕様書6(1)の提案	調査開始前に実施する業務（業務実施マニュアル等の策定、使用機器材等）について、実施内容・手順等を具体的に提案すること。
	3.2	仕様書6(2)の提案	検査実施にあたって、1) 検査会場の確保、2) 必要機器材・消耗品の準備、3) 検査実施者への研修、4) 検査の実施体制、5) 模擬検査の実施、6) 予約管理・問い合わせ対応、7) 採尿キットの事前送付、8) 検査の実施について、それぞれの実施内容・手順等を具体的に提案すること。
	3.3	仕様書6(3)の提案	参加者より採取した検体（血液、尿、毛髪）の引渡しについて、適切かつ具体的に示されていること。
	3.4	仕様書6(4)の提案	検査終了後のデータの整理方法や提出方法について、適切かつ具体的に示されていること。
	3.5	仕様書9の提案	検査で収集したデータを基に作成するデータセットの作成・管理方法や報告書の作成方法について、適切かつ具体的に示されていること。
4	追加的業務の提案		本業務目的を達成するために必要と考えられる追加的業務の提案があれば、具体的に記述すること。
5	業務の実施計画		業務スケジュール等を実施予定表にして示すこと。
6	業務の実施体制		

6.1主たる担当者の実績、能力、資格等	主たる担当者の類似業務等の実績、本業務に係る能力の資料、資格等を明示すること。 主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。 主たる担当者に、仕様書6(2)8)内のa)～k)の各項目について業務実績がある場合には、その実績を記載すること。
6.2執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、従事者の役割分担、従事者数等をまとめること。
7 組織の実績	個人情報を取り扱う調査の業務実績について、その件数、概要、発注元が官公庁である場合はその発注元名称を記載すること。 また、プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001のいずれかの登録証の写しを提出するとともに、そのほかに本業務に係る資格・認証取得等（ISO14001、健康経営優良法人の認定等）ある場合には、その登録証・証明証の写しも提出すること。（本業務実施期間中有効なものに限る。業務期間中に期限を満了するものについては更新の予定について記載すること。） 加えて、採血や肺機能検査の他に、仕様書6(2)8)内のa)～k)の各項目について業務実績がある場合には、その実績を記載すること。
8 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし認定等、くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。

提案書は、上記評価項目に基づき、次に従って作成すること。

- 1) 「1. はじめに」の項を冒頭に設け、本書は、「「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査」に係る青年期調査実施業務（福岡市・下野市エリア）」に係る仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとする。」と必ず記載すること。
このため、提案書の作成に当たっては、仕様書に反し、又は矛盾する事項がないか十分に点検すること。なお、提案書が仕様書に反し、又は矛盾すると認められたときは、評価項目「1 仕様書の遵守」に基づき、当該提案書は不合格となる。
- 2) 「2. 」以下は、上記評価項目に従い「業務の理解」から「組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況」までの各評価項目を目次とし、それぞれの要求要件に基づき提案書を作成すること。記述上の必要性に応じ、各評価項目内を細分化して目次立てすることは差し支えない。
- 3) 提案書に詳細に記載するよりも添付資料を参照した方がわかりやすい事項については、提案書中に「△については、別添資料○参照」と記載して、資料添付を行うことは差し支えない。ただし、添付資料が大部にわたる場合は、必ずその要点を提案書中に記載すること。「評価項目」及び「要求要件」との関係が容易にわかり難い添付資料は、添付されなかったとみなすこ

とがある。

- 4) 提案書は、難解な専門用語には注釈を付すなど、専門家以外でも理解でき、審査可能なように平易な記述に努めること。

2. 提案書様式、提出部数等

提案書は、別添様式に従い作成すること。記載上の必要に応じて様式を変更しても差し支えないが、様式の変更は必要最小限にとどめること。

提案書は、添付資料を含めて綴じ込んだ1式を6部提出すること。

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）から連絡が取れるよう、提案書上に連絡先（電話番号、FAX番号及びメールアドレス）を記載すること。

3. 提案書のヒアリング

ヒアリングは必要に応じて開催することとし、開催する場合は別途連絡するものとする。

開催する場合、入札者は、研究所が指定する日時、場所において、研究所に対し自らの提案書の内容について説明を行わなければならない。

説明者は、原則として本業務を請け負った場合における実施責任者にあたる者として、説明の時間は約15分とし、その後、適宜質疑応答を行うものとする。説明に当たっては、必要に応じて提案書の要点を示す要約版資料を用意しても差し支えないが、当該要約版資料は審査対象とはしない。

4. 留意事項

落札した者が提出した提案書は、原則、仕様書とともに契約書に添付され、「「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査」に係る青年期調査実施業務（福岡市・下野市エリア）」の実施計画書になるものであり、確実に実施可能な内容として作成すること。提案書に従った履行がなされない場合は、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる。

Ⅱ 提案書の審査及び落札決定の方法

1. 落札方式及び得点配分

1) 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2) によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 「評価基準表」中、必須とされた評価項目の基礎点を全て獲得していること。

2) 総合評価点の計算方法

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点（満点200点）

＊技術点は、研究所に設置する提案書審査委員会の各委員の採点結果の平均値を算出し、小数点以下を切り捨てたものとする。

価格点＝100×（1－入札価格÷予定価格）

＊価格点は、上記式により数値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

2. 提案書審査（技術点の採点）の手順

1) 入札資格を有する者から提出された提案書について、「評価基準表」に基づき、必須とされた項目の基礎点に係る評価を提案書審査委員会の各委員が行う。各委員の評価結果を同委員会で協議し、委員会において必須項目毎に基礎点の獲得の可否を判断する。全ての必須項目の基礎点を獲得した提案書を合格（基礎点を付与）とし、それ以外の提案書は不合格とする。

2) 合格した提案書について、委員毎に評価項目の加点部分の評価を行い、基礎点と合計した採点結果を記入する。各委員の採点結果を委員会で確認し、事実誤認等があれば各委員において訂正する。確定した各委員の採点結果の技術点について、その平均値を算出する。

3. 落札決定

2. による技術点に、当該提案書に係る入札価格に基づく価格点を加算し、総合評価点を算出する。各提案書の総合評価点を比較し、最も高い数値を得た提案書の提出者を落札者とする。

(別添 4)

「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査」に係る
青年期調査実施業務（福岡市・下野市エリア）に関する提案書

提案書作成責任者

＜企業名／団体名及び所属、氏名＞

＜電話番号、FAX番号、メールアドレス＞

1. はじめに

本書は、「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査」に係る青年期調査実施業務（福岡市・下野市エリア）に係る仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものです。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとします。

2. 業務の理解

「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査（以下「パイロット調査」という。）」の研究計画書に基づき、福岡県福岡市及び栃木県下野市のパイロット調査参加者（15-17 歳）とその母親に対して青年期調査として、医学的検査及び精神神経発達検査（以下「検査」という。）を実施するとともに、参加者より提供された生体試料、問診データ、検査結果データ等を適切に保管・移送する業務である。

そこで、仕様書にあるそれぞれの細目について、相互に果たす役割を図示し、文章によって説明すること。

--

(※) A 4 版 2 枚以内とする。

3. 業務の実施方法

仕様書 6、仕様書 7 及び仕様書 9 に掲げたそれぞれの項目について、技術的観点から検討すべき具体的事項をご提案ください。

（項目ごとに A 4 版 1 枚以内。項目ごとに複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。）

6(1) 業務実施マニュアルの策定

（調査開始前に実施する業務（業務実施マニュアル等の策定、使用機器材等）について、実施内容・手順等を具体的に提案すること。）

6(2) 検査実施
(検査実施にあたって、1) 検査会場の確保、2) 必要機器材・消耗品の準備、3) 検査実施者への研修、4) 検査の実施体制、5) 模擬検査の実施、6) 予約管理・問い合わせ対応、7) 採尿キットの事前送付、8) 検査の実施について、それぞれの実施内容・手順等を具体的に提案すること。)
6(3) 検体の引渡し
(参加者より採取した検体(血液、尿、毛髪)の引渡しについて、適切かつ具体的に示されていること。)
6(4) データ整理
(検査終了後のデータの整理方法や提出方法について、適切かつ具体的に示されていること。)
9 成果物の提出
(検査で収集したデータを基に作成するデータセットの作成・管理方法や報告書の作成方法について、適切かつ具体的に示されていること。)

4. 追加的業務の提案(任意)

(作成注)

本業務の目的を達成するために必要と考えられる追加的な業務があれば、具体的に提案してください。

--

(※) A4版1枚以内とする。

5. 業務の実施計画

(作成注)

業務スケジュール等を実施予定表にして示してください。

時 期	内 容

(※) A4版1枚以内とする。

6. 業務の実施体制

(1) 本業務に従事する主たる担当者

氏 名			生年月日	
所属・役職			経験年数 (うち本業務の類似業務従事年数)	
			年 (年)	
専門分野				
所有資格				
経歴 (職歴／学位)				
所属学会				
類似業務等の実績				
業務名	業務内容		履行期間	
			年 月～ 年 月	
業務従事期間中における本業務以外の主な手持ち業務の状況				
業務名	業務内容		履行期間	
			年 月～ 年 月	
仕様書6 (2) 8) 内のa)～k)の各項目について業務実績 (該当する業務実績がある場合)				
業務名	業務内容		履行期間	
			年 月～ 年 月	

(※) 手持ち業務の欄は契約金額が 500 万円以上のもの及び担当者の経常的業務を対象とし、業務内容の欄は概要を記入する。

(2) 主たる担当者以外であって本業務に従事する者

本業務における役割	氏名	所属・役職	専門分野

7. 組織の実績

業務名			
発注機関 (名称、所在地)			
(受託者名)			
(受託形態)			
履行期間			
業務の概要			
技術的特徴			
主たる担当者の従事の有無			

- | | |
|----|--|
| 注1 | 本様式は、A4版8枚以内に記載すること。 |
| 注2 | 業務名は10件まで記載できるものとする。 |
| 注3 | 発注機関が公的機関である場合はその名称、所在地を記載すること。 |
| 注4 | 発注機関の受注形態欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。 |
| 注5 | 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。 |
| 注6 | 実績を証明するものとして、契約書写し（契約書が存在しない場合、また下請の場合は注文書・請書の写しでも可）を添付すること。 |
| 注7 | プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 のいずれかの登録証の写しを添付すること。その他の資格・認証取得等（ISO14001、健康経営優良法人の認定等）がある場合には、当該資格等を証明するものとして、資格証等の写しを添付すること。 |

8. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無：	
認定等の名称：	(認定段階：) (計画期間： ○年○月○日～ ○年○月○日)

- 注 1 えるぼし認定、プラチナえるぼし認定、くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定及びユースエール認定については、認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が 100 人以下のもの）が努力義務により届出したものに限る。）については、労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。
- 注 2 認定段階については、えるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- 注 3 事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得しており、かつ、提案書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。

(別添 5) 「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査」に係る青年期調査実施業務（福岡市・下野市エリア）に係る提案書の評価基準表

評価項目			要求要件	評価 区分	得点配分			技術上の基準		加点の 採点
大項目	中項目	小項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点	
1 仕様書の遵守			仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	20	15	5	提案書が全体として仕様書を遵守しており、業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容がないこと。	作業事項が具体的であり、実行可能性が高い場合5点とする。	
2 業務の理解			業務の背景及び目的を踏まえた上で論ぜられていること。	必須	10	5	5	業務の背景及び目的を的確に理解し、妥当な内容であること。	内容に具体性、確実性があるか。業務遂行上、発生が予想されるトラブルや課題について把握し、対策まで想定されていれば5点とする。	
3 業務の実施方法										
	3.1 仕様書6(1)の提案		調査開始前に実施する業務（業務実施マニュアル等の策定、使用機器材等）について、実施内容・手順等を具体的に提案すること。	必須	15	5	10	仕様書に沿った実施内容・手順等が提案されていること。	業務実施マニュアルの作成方針が提示されているか。次の要件①～③について、3つ全てを満たす場合を優：10点、2つ満たす場合を良：6点、1つ満たす場合を可：2点、1つも満たさない場合を不可：0点とする。 ①作成フローが具体的に示されており、NIES担当者の承認まで適切に提示されていること ②業務改善のためのマニュアル改訂・更新などのプロセスが含まれていること ③マニュアルの作成範囲に仕様書6．(2)～(4)全てを含むことが明示されていること	
	3.2 仕様書6(2)の提案		検査実施にあたって、1) 検査会場の確保、2) 必要機器材・消耗品の準備、3) 検査実施者への研修、4) 検査の実施体制、5) 模擬検査の実施、6) 予約管理・問い合わせ対応、7) 採尿キットの事前送付、8) 検査の実施について、それぞれの実施内容・手順等を具体的に提案すること。	必須	40	15	25	仕様書に沿った実施内容・手順等が提案されていること。	提示された実施内容・手順等のうち、検査会場の確保、検査の実施体制、人員の確保（有資格者の確保状況、体制含む）、予約管理システム構築、検査の実施内容について、具体的かつ実行可能性が高い内容と判断できるか。 ①5項目全てにおいて具体的かつ実行可能性が高い場合は優：25点 ②4項目について具体的かつ実行可能性が高い場合は良：15点 ③3項目について具体的かつ実行可能性が高い場合は可：5点 ④具体的かつ実行可能性が高い項目が2項目以下の場合は不可：0点とする。	
	3.3 仕様書6(3)の提案		参加者より採取した検体（血液、尿、毛髪）の引渡しについて、適切かつ具体的に示されていること。	必須	5	5	-	参加者より採取した検体（血液、尿、毛髪）の引渡しについて、手順や担当者が具体的に示されていること。	-	-
	3.4 仕様書6(4)の提案		検査終了後のデータの整理方法や提出方法について、適切かつ具体的に示されていること。	必須	10	5	5	検査終了後のデータの整理方法や提出方法について、適切かつ具体的に示されていること。	データを提出するまでの保管方法やその管理について、適切かつ具体的な場合には5点加点する。	

	3.5 仕様書9の提案	検査で収集したデータを基に作成するデータセットの作成・管理方法や報告書の作成方法について、適切かつ具体的に示されていること。	必須	10	5	5	報告書及びデータセットの作成について、適切かつ具体的な案が提示されていること。	提示された案が、業務に関する全ての情報を電子的に管理し、対象者の取り違いやデータ入力ミスを防ぐ方法で生成されていれば5点、一部でも一貫性に疑問がある場合は0点とする。	
4	追加的業務の提案	本業務目的を達成するために必要と考えられる追加的業務の提案があれば、具体的に記述すること。	任意	5	－	5	－	提案に係る追加的業務が具体的であり、業務目的を達成する上で必要かつ適切なものであるか。適切であれば5点とする。	
5	業務の実施計画	業務スケジュール等を実施予定表にして示すこと。	必須	5	5	－	実施可能で妥当な作業進行予定表であること。	－	－
6 業務の実施体制									
	6.1 主たる担当者の実績、能力、資格等	主たる担当者の類似業務等の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。	必須	15	5	10	主たる担当者に検体採取を含む業務実績があること。	主たる担当者に、仕様書6 (2) 8) 内のa)～k)の各項目のうち7項目以上の業務実績がある場合は可：2点とし、8項目以上の業務実績がある場合には本業務との関連性、件数を踏まえて加点する。	
		主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。 主たる担当者に、仕様書6 (2) 8) 内のa)～k)の各項目について業務実績がある場合には、その実績を記載すること。	必須	5	5	－	主たる担当者が業務に従事する十分な時間があること。	－	－
	6.2 執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、従事者の役割分担、従事者数等をまとめること。	必須	20	5	15	適切な役割分担等により業務執行に必要な体制が構築されていること。	業務が集中した場合にも対応できる柔軟性のある人員配置となっているか。仕様書6. (1)～(4)の各業務項目について専任者が複数配置されており、さらに業務項目間のバックアップ体制が整っている場合は優：15点、各業務項目について専任者が複数配置されている場合は良：9点、各業務項目について専任者が1人である場合は可：3点、専任者の設定がなく同一の担当者が複数の業務項目を担当する体制の場合は不可：0点とする。	
7	組織の実績	個人情報を取り扱う調査の業務実績について、その件数、それぞれの概要、発注元が官公庁である場合はその発注元名称を記載すること。また、プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001のいずれかの登録証の写しを提出するとともに、そのほかに本業務に係る資格・認証取得等（ISO14001、健康経営優良法人の認定等）ある場合には、その登録証・証明証の写しも提出すること。（本業務実施期間中有効なものに限る。業務期間中に期限を満了するものについては更新の予定について記載すること。） 加えて、採血や肺機能検査の他に、仕様書6 (2) 8) 内のa)～k)の各項目について業務実績がある場合には、その実績を記載すること。	必須	35	10	25	個人情報を取り扱う調査の業務実績が5年以内に5件以上あること。また、プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001のいずれかの登録が確認できること。（本業務実施期間中有効なものに限る。業務期間中に有効期限が満了するものについては、更新の予定について記載されているものに限る。）	以下の①②のいずれかを満たす場合には可：5点とし、①②ともに満たす場合は良：15点とする。 なお、①の件数が2件以上ある場合や、②の項目数が8項目以上ある場合には、本業務との関連性や件数・項目数によって加点する。 ①プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001のほかに本業務に係る資格・認証取得の証明証・登録証の写し（※）が1件以上確認できる場合 ②採血及び肺機能検査の他に、仕様書6 (2) 8) 内のa)～k)の各項目のうち7項目以上の業務実績がある場合 （※）本業務実施期間中有効なものに限る。業務期間中に有効期限が満了するものについては、更新の予定について記載されているものに限る。	

8 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況 （女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領第1の1（1）ただし書きに該当する、環境配慮契約法に基づく自動車の購入及び賃貸借に関する事業については、評価項目から除くこと。）	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし認定等、くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写しを添付すること。 ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	任意	5	-	5	-	女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定等） ・1段階目（※1） 2点 ・2段階目（※1） 3点 ・3段階目 4点 ・プラチナえるぼし 5点 ・行動計画（※2） 1点 ※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イの項目のうち、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）が努力義務により提出し、提案書提出時点で計画期間が満了していないものに限る。 次世代法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定） ・くるみん認定（平成29年3月31日までの基準） 2点 ・くるみん認定（平成29年4月1日～令和4年3月31日の基準） 3点 ・くるみん認定（令和4年4月1日からの基準） 3点 ・トライくるみん認定 3点 ・プラチナくるみん認定 5点 若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4点 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。	
		技術点小計	200	85	115			加点合計
		価格点	100					基礎点 85
		総計	300					価格点
								総合評価点

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。
加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、優；5点、良；3点、可；1点、不可；0点、の4段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。
基礎点がある項目に係る加点部分の「不可；0点」とは、基礎点の基準は満たす（基礎点は得点）が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。